

議事日程（第1号）

令和元年11月29日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報 第14号 委員長報告
- 日程第5 請願第1号 下呂市障がい者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する請願
- 日程第6 承 第1号 専決処分の承認について（令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第7 議 第58号 きこり大橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第8 議 第59号 和解することについて
- 日程第9 議 第60号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議 第61号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議 第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議 第63号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議 第64号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議 第65号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 第66号 下呂市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 第67号 下呂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 第68号 下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 第69号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議 第70号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議 第71号 下呂市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第21 議 第72号 令和元年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第22 議 第73号 令和元年度下呂市金山病院事業会計への繰出について
- 日程第23 議 第74号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第24 議 第75号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第

3号)

- 日程第25 議第76号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算
(第3号)
- 日程第26 議第77号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第27 議第78号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議第79号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算
(第3号)
- 日程第29 議第80号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議第81号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議第82号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）
-

出席議員（13名）

議長	各務 吉則	1番	尾里 集務
2番	中島 ゆき子	3番	田中 副武
4番	今井 政良	7番	宮川 茂治
8番	中島 博隆	9番	伊藤 嚴悟
10番	一木 良一	11番	吾郷 孝枝
12番	中島 新吾	13番	中島 達也
14番	中野 憲太郎		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部 秀洋	副市長	村山 鏡子
教育長	細田 芳充	監査委員	杉山 好巳
市長公室長	桂川 国男	総務部長	河尻 健吾
教育部長	今井 藤夫	観光商工部長	細江 博之
消防長	田口 伸一	会計管理者	中島 祐子
金事務局長	吉田 修	健康福祉部長	田口 広宣
生活部長	藤澤 友治	建設部長	二村 忠男
環境部長	中原 則之	農林部長	河合 修
萩原務振興所長	松井 克彦	小坂務振興所長	倉田 誠

下 呂 務 振 興 長 小 畑 一 郎
馬 事 濱 務 振 興 長 見 廣 洋 始

金 事 務 振 興 長 澤 田 勤 之

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 加 藤 鈴 彦 書 記 今 井 満
書 記 青 木 秀 史

◎開会及び開議の宣告

○議長（各務吉則君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しています。

これより令和元年第3回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（各務吉則君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番 宮川茂治君、8番 中島博隆君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（各務吉則君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの21日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（各務吉則君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

◎報第14号について

○議長（各務吉則君）

日程第4、報第14号 委員長報告を行います。

閉会中に総務教育民生常任委員会と産業経済常任委員会において行政視察が行われております

ので、報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

○総務教育民生常任委員長（田中副武君）

おはようございます。

委員 5 名と議会事務局長、課長の計 7 名で、11月 12 日、13 日に行った管外視察について報告をさせていただきます。

初日は、愛知県の蒲郡市役所に伺い、市民福祉部健康推進課次長と管理栄養士のお二人から地元温泉旅館を活用した保健指導について説明を受けました。

この背景には、平成23年度の国保特定健診結果でメタボ該当者割合が県内 1 位の24.7%、そして国保特定保健指導終了率が県内最低の4.8%という結果を受け、健康づくりが市の重点施策となり、行政と観光協会、商工会議所、医師会などの関係機関と協議を重ね、いきいき市民健康づくり事業を進め、その中で平成27年度には宿泊型新保健指導試行事業として、生活習慣病が疑われる方を対象に地元温泉旅館に 1 泊してもらう保健指導プログラムを実施し、その 1 カ月後、3 カ月後、6 カ月後と継続的な支援を行うことで、平成29年度にはメタボ該当者割合が23.2%に減少したといいます。

平成28年度からは、市の保健事業として継続して実施して成果を上げてみえます。健康づくりは、横断的な取り組みが必要としてその体制を整えたことが成果につながったものと思います。

視察 2 日目は、三重県いなべ市役所で福祉部長寿福祉課より、途切れのない介護予防システムとして取り組まれている元気づくりシステム事業について説明を受けました。

これは、平成24年度から25年度にかけて厚生労働省の市町村介護予防強化推進事業のモデル指定を受け、当初、行政指導で始めたが、後に健康・福祉・医療が連携して推進する体制として一般社団法人元気クラブいなべが設立され、そこが中心となり、住民主体で実施しています。

内容は、通所と訪問の介護予防サービスを 6 カ月間体験し、卒業した元気なお年寄りが地域のふれあいサロンや通いの場において元気リーダーとなって地域の指導者として活躍してみえます。

ほかに介護予防把握事業として、70歳以上の方に健康自立度チェック表を毎年送付し、その回収率は91.1%で、未提出者にはおたっしゃ訪問事業として各家庭を訪問し、介護予防対象者の早期発見につないでみえます。また、この元気づくりシステムを全国に普及したいとも語っていたことが印象に残っています。運動を中心に、子供から高齢者までを対象とした健康未来都市いなべの取り組みは、すばらしいと思いました。

委員から活発な質問があったことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

○議長（各務吉則君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

○産業経済常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

御報告させていただきます。

委員7名と事務局2名の計9名で、11月5日、6日に三重県紀北町、志摩市に管外研修を行いましたので、その内容について報告させていただきます。

第1日目は三重県紀北町で、約1,000ヘクタールの山を所有し、FSC森林認証制度で先進的な森林経営を行っている速水林業の社長 速水亨さんから説明を受けました。

速水林業は、国内最初にFSC認証を取得されており、取得までの経緯や苦労話、取得後の森林管理、認証した木材の出荷例として伊勢志摩サミット、木材関係に利用された例などをお聞きしました。国の林政審議会委員など数々の委員を歴任され、日本の林業界のトップリーダー的な速水さんは、FSC認証について次のように話してくれました。

現在の日本の木材流通は、いかに安い木材を入手するかに視点が置かれている。今後は、どの森林からの木材か、違法伐採でないかといった森林ブランド力が試される時期が必ずやってくる。そのとき、FSC認証が一つの判断基準となるので必要になってくる。

下呂市においても、92%の森林をどのように生かしていくかが課題となっております。FSC認証などを取り入れて、森林整備に取り組んでいくべきだと感じました。

2日目は、三重県志摩市で、志摩市におけるSDGsに対する取り組みについて、SDGs未来都市推進室の職員より説明を受けました。

SDGsとは、持続可能な開発目標の総称で、私もつけておりますけれども、このバッジもそうなんですが、2015年9月の国連サミットで採択され、国連に加盟する193の国や企業団体が共有するまちづくりの目標で、2016年から2030年の15年間で達成するために上げられたものです。

志摩市は、SDGsの17の目標のうち、目標14の海の豊かさを守ろうの活動として、魚の放流や漁業者と市民と連携した藻場の再生活動を実施しています。また、目標15. 陸の豊かさを守ろうで、里山による備長炭の推奨などを実施しております。志摩市においても、持続可能な社会を実現するために抱える問題があります。豊かで美しい志摩市を次の世代に引き継いでいくためにSDGsを活用し、みんなで連携をしてまちづくりを進めていました。

下呂市においても、まずは今実施している取り組みをSDGsを活用して、将来に向けて持続可能なまちづくりをしていけるのではないかと感じ、大変参考になりました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎請願第1号について（委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第5、請願第1号 下呂市障がい者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する請願を議題といたします。

本件については、お手元に配付しております付託文書表のとおり総務教育民生常任委員会に付託いたします。

◎承第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第6、承第1号 専決処分の承認について（令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

承第1号について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の1ページをお願ひいたします。

承第1号 専決処分の承認について（令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。下呂市幸田地内無電柱化に伴う下水道管移設工事において、掘削の結果、コンクリートの取り壊し・工事期間中の迂回路設置が必要となりました。それに伴う工事請負費の増額について、早急に対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書の2ページをお願ひいたします。

専第3号 専決処分書（令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を、別紙のとおり専決処分する。令和元年10月3日。

続きまして、議案書の3ページをお願ひいたします。

令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,556万7,000円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

続きまして、議案書の4ページをお願ひいたします。

第1表 岁入歳出予算補正でございます。

歳入をごらんいただきたいと思います。

8款諸収入588万5,000円の増額は、下呂市幸田地内無電柱化に伴う下水道管移設工事の補償費でございます。

続いて、歳出をごらんください。

3款施設整備費588万5,000円の増額は、下呂市幸田地内無電柱化に伴う下水道管移設工事にお

いて、掘削の結果、旧下呂温泉病院地下道の取り壊し、空洞部の埋め戻し、工事期間中の迂回路設置が必要となりました工事請負費でございます。

5ページ以降は、今ほど述べました歳入歳出の事項別明細書となっております。

以上で、承第1号 専決処分の承認について（令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号））の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第1号 専決処分の承認について（令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第1号については承認することに決定いたしました。

◎議第58号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第7、議第58号 きこり大橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

議第58号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

議案書の9ページをよろしくお願ひいたします。

議第58号 きこり大橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、きこり大橋長寿命化補修工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付き一般競争入札。3. 契約金額でございますが、変更前が1億4,675万3,640円、変更後が1億5,144万4,800円でございます。契約の相手方、岐阜県下呂市小坂町小坂町188番地1、株式会社熊崎組代表取締役 熊崎孔平。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。きこり大橋長寿命化補修工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負」に該当するためでございます。

10ページをお願いします。

変更内容の説明でございます。

仕様書番号でございますが、土工第23号。2. 工事名、きこり大橋長寿命化補修工事。契約金額、変更前は1億4,675万3,640円、変更後が1億5,144万4,800円で、増額が469万1,160円でございます。

変更理由でございますが、塗装塗りかえについて、融雪剤散布等の影響が大きく、さび面積が比較的に広い橋梁下部の補剛桁の外側において、現在設置している足場仮設で施工が可能であるため、塗装塗りかえ箇所に追加するものでございます。また、PCB含有塗膜から鉛含有塗膜となつたことにより、塗膜くずの処分を追加します。そのほか伸縮装置補修の橋梁設計要領の一部改正に伴う二次止水付き構造への主なものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 伊藤嚴悟君。

○9番（伊藤嚴悟君）

ちょっとお聞きします。

下呂市にはたくさんの市が管理しなければならない橋があると思いますけれども、私の記憶の範囲ではこのきこり大橋はまだ割合と新しいなあと。平成になってからの橋かと思いますが、それにしては大工事になるんだなあという思いで聞いておりましたが、やはりこれからいろんな問題でこういうことが出てくるであろうという想像がつきますけれども、今回のこの橋についてのある意味での強度がなかったと、足らなんだと、こういうことになろうと思いますが、その辺の詳細の内容についてお知らせをいただきたい。以上です。

○議長（各務吉則君）

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

今回の橋でございますが、塗装の部分が、やはり融雪剤で腐食しておりました。それで変更の理由は、面積が多くなったということなんですが、足場をかけて、下部のもう一度点検を行ったところ、非常に腐食が進んでおったということで、工事をするにはもう一度足場を組まなければならぬといいますと仮設の工事が発生しますので、現在一緒に行つたほうが安価であるということで、今回の変更という形になっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

9番 伊藤嚴悟君。

○9番（伊藤嚴悟君）

私の質問を取り違えておいでるのかなあと思ってお聞きしましたが、根幹に当たる1億四千数百万のその内容についての詳細な説明をいただきたいということでございます。

○議長（各務吉則君）

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

失礼いたしました。

1億5,144万4,800円の主な内容につきましては、[※]仮設でございます。仮設が主なものでございますので、塗装よりも7割が仮設の足場になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑ありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

9番 伊藤嚴悟君。

○9番（伊藤嚴悟君）

仮設だけにそれだけかかるってということは、今7割と言われましたね、そうすると仮設に対して7を掛けると、9,000万ほどかかるということなんですが、そういうことなんですか。

○議長（各務吉則君）

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

はい、そうでございます。

仮設は、もちろん手間、人件費もかかりますが、仮設のリース期間は長期にわたりますので、その部分が7割ということになります。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑ありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第58号は、会議規則第37条第3項の規定によつて委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第58号 きこり大橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第58号については原案のとおり可決されました。

◎議第59号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第8、議第59号 和解することについてを議題といたします。

議第59号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

おはようございます。

議案書の11ページをお開きください。

議第59号 和解することについて。

和解することについて議会の議決を求める。令和元年11月29日提出。

提案理由、岐阜地方裁判所平成29年（ワ）第546号個人情報漏洩被害国家賠償請求事件に関し、同裁判所の和解勧告がなされたこと及び紛争が早期に解決することを勘案し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

和解することについて。

1. 当事者、原告の住所、氏名は記載のとおりでございます。被告、岐阜県下呂市森960番地、下呂市被告代表者市長 服部秀洋。2. 事件名、岐阜地方裁判所平成29年（ワ）第546号個人情報漏洩被害国家賠償請求事件。

3. 事件の概要、原告は下呂市クリーンセンター更新に伴う地域交渉において、被告の職員が地域に対し、原告に委託していた業務の経緯などを記した行政文書の写しを、下呂市情報公開条例の手続を踏まず公開したことにより、下呂市個人情報保護条例に該当する非公開情報が公開され、プライバシー権と名誉権が侵害されたとして訴状を提出、平成29年9月15日受け付け。平成29年（ワ）第546号個人情報漏洩被害国家賠償請求事件として岐阜地方裁判所にて審議が行われていた。

4. 和解条項、(1)被告は、被告職員が平成26年度に原告とのモニター契約に係る行政文書を当時の小川区長に交付したことが、下呂市情報公開条例及び下呂市個人情報保護条例に照らして不適切な処理であったことを認め、原告に対して陳謝する。

(2)被告は、以下の事実を認める。

ア. 原告による大気観測業務。（ア）被告は、従前、下呂市クリーンセンター（以下「本件焼却施設」という。）から排出される煙等について、被告の職員による観測を行っていたが、大渕町内会の住民の中では原告の自宅が本件焼却施設から最も近かったことから、平成21年4月1日、原告に対し、本件焼却施設から排出される煙等の廃棄観測を委託した（以下「本件モニター契約」という。）。

（イ）原告は、平成21年4月1日以降、本件モニター契約に基づき、その居住地周辺において、1日3回（朝、昼、夕方）の大気観測、1回当たり30分を行い、大気環境観測日報を作成して、被告に提出していた。13ページをお願いします。これに対し被告は、本件モニター契約に基づく業務の対価（業務委託費）として、1時間当たり898円（税込み）を原告に支払った。

イ. 本件焼却施設に関する補償費の支払いがなかったこと。（ア）被告は、平成21年1月ごろに、原告に対する補償費の支払いを検討したことはあるが、原告に対し、個別に本件焼却施設の臭気等の慰謝料（迷惑料）、害虫駆除費、引っ越し費用等の補償費を支払ったことはない。

（イ）被告が、本件モニター契約に基づく業務委託費として原告に支払った金銭（上記ア（イ））は、原告の大気観測業務の対価として支払ったものであり、本件焼却施設に関する補償費として支払ったものではない。

（3）被告は、今後も、本件焼却施設からの煙や臭気といった周辺環境をめぐる問題について、大渕町内会の住民から提出される地域の要望に真摯に向き合い、取り組むこととし、原告と被告は上記問題について、大渕町内会またはクリーンセンター運営協議会を窓口として協議し、円満に解決するものとする。

（4）原告は、その余の請求を放棄する。

（5）原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に対し、本和解条項に定めるものほかに

何らかの債権債務がないことを相互に確認する。

(6)訴訟費用は各自の負担とする。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

本件につきましては、その都度いろいろと説明をいただいておりますので、重複するかもしれません、今回原告が損害賠償を放棄して、下呂市が今回の個人情報の処理がまづかったということで陳謝して和解を図るということでございますが、自前のには原告が和解に応じたということは本来ならば原告の敗訴であるのではないかというふうに自分で思っています。そんな中で、このモニター契約なんですが、本来公募すべきであったと思うんですが、その辺がどうであったのかお聞きしたいと思います。

また、今後、モニタリング、観測は委託でやられるのか、また行政みずからやっていくのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（各務吉則君）

環境部長。

○環境部長（中原則之君）

まず、モニター契約、当時の公募ということでございますけれども、本来は公募でございますけれども、当時、そういう影響、一番近いところであったということから、最もそういう状況が把握できるということでお願いをしておったものでございます。

それから、今後でございますけれども、先ほども和解の内容にありましたとおり、クリーンセンター運営協議会もしくは地元町内会、クリーンセンター運営協議会と申しますのは施設の周辺3町内会からそれぞれ3名ほど出していただいております任意の協議会でございますけれども、クリーンセンターとの情報提示または監視によりまして、地域に安全な環境を見ていただくという協議会でございますけれども、それら協議会もしくは町内会を通じまして、環境施設のモニターを行っていただくというふうに考えております。

ただし、現在の新しいクリーンセンターにつきましては、今のところそういうモニターを行っていただくという予定は計画しておりません。職員が随時回りながら観測を行っているという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

ありがとうございました。

職員が大気の状況だとか臭気とか、そういうものを観測するということでございますが、今後一番大事なことは、地元の方々がやはり安心して生活できるということが一番でございますので、そういう結果を、数値による結果も出てくると思いますが、そういうものを定期的にやっぱり運営協議会なり、または町内会長に提示をして、地元の皆さん安心した生活につなげていただきたいと思いますので、最後もう一度。

○議長（各務吉則君）

環境部長。

○環境部長（中原則之君）

今、議員がおっしゃられたとおり、今のデータ等は定期的にクリーンセンター運営協議会のほうへ提出し、またその中で委員さんの中から疑問を持たれる部分がありましたら、真摯に原因等をお答えするというような中で、住民の方には安心をしていただける稼働を心がけてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

この問題について、私も過去、一般質問で取り上げたことがあります。今回、和解ということになったわけですけれども、和解ということは、これは円満にという言葉も使ってありますけれども、一見して和解と聞くと、丸くおさまったというふうに思えるんですけども、一番大事なことは、これが本当に大切な個人情報に当たるのかどうかという点なんですね。原告のほうは、要はモニター料で払ったのか、環境汚染の被害による補償として払ったのか、そこをはっきりしたかったということもあったと思いますけれども、税金をモニター料にしても補償料にしても、要は公金を支出してある、原告に対して公金が支出されたと。それを自治会の区長さんである小川区長さんに、自治会の区長さんも半ば公人ですよね。その方に公金を原告に支払った内容を区長さんにお見せしたと。これが何で個人情報守秘に当たるのか、私にはちょっと理解できません。ですから、これは単にここで打ち止めするんじゃなくて、これは今後大事な観点なんですよ。個人情報というのは、今は国でも問題になっております。過度な個人情報があるおかげで行政の運営にもなかなか支障が出てくる、非常にやりにくい部分がある。

ですから、今回はここで円満に和解をするんじゃなくて、やはり最後の最後まで戦って判決を得るという姿勢が大事でなかったかと私は思います。今後、この事例が皆さんの職員の今度判断にも大きく影響してきますし、これは簡単な事案ではないと思います。ですから、これは和解ということになってしまったんで、これは何ともしようがないんですけども、本来であれば、これはしっかりと判決を受けて結論を出すべき問題であったというふうに私は思います。市長はどう

う思われますか、その点。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

本件については、もう既に職員は懲戒処分をしたわけでございます。10年にわたる長い間ということもあり、当市といたしましても個人情報の取り扱いについてはいろいろ議論されるところもございますけれども、今回、陳謝して和解ということで双方についてそれぞれ弁護士費用も負担するということでございますので、これで解決したいという思いから和解に向かったところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

今、市長言われましたけど、10年、これは10年たっておりません。現に2年ほど前ですか、この当事者である職員が定年退職されました。その職員も処分されましたね。ですから、処分はいたし方ないとして、やはりこの個人情報の過度な対応が今でも、先ほど申しましたように国でも問題になりつつあるわけです。ですから、こういう事例は、逆に最終的に判決を仰いで判断するということがやっぱり肝要ではないかというふうに私は思います。今後のためにも、こういったもし事案が出た場合は、これは中途で和解するんではなくて、やはり市役所として毅然とした対応をしていっていただきたいというふうにお願いして終わります。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

失礼いたしました。この事案が発生したのが平成21年ということで、10年と申しましたが、弁護士の先生の御指導もありまして、今回このような状況に至ったわけでございますが、今後真摯に職員を守るという意味でも対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 宮川茂治君。

○7番（宮川茂治君）

例のこの煙の問題やけれども、今の一応解決したというような形をとられてきておるわけやが、だけど実際にして住民の人たちの中には何とかならなんだのかという話がやっぱり私のところにも来ておるんや、実際の話が。だから、その辺もやっぱりしっかりと捉えて、住民との関係なん

かもやっぱり今後の処理の問題とか、運営の問題だとか、いろんな問題が一つあるわけだから、その辺をきちっとやっぱり理解してもらうということが私は大事だと思っている。今現在でも、やっぱりそういう個人的にはわしは余り賛成はできないという人も実際におるわけやけれども、だけど全体の中でやっぱり、だからここはやむを得んかもしれんという人たちも実際にあるわけだから、その辺をちゃんときちっと捉えてやってくれ。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

今回の件につきまして、地元の町内会、またクリーンセンター運営協議会のほうも十分理解をしていただいたということで、今後何かあれば、全てそちらを窓口として当市としても真摯に対応していく、そのような所存でありますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑ありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

個人情報保護のことについて質問します。

この事件の一つの側面は、そこがもとですから、やっぱり個人情報保護がきちんと条例を整備してということが行われていくわけですよね。なおかつデジタル化して、そういう情報もどんどんふえている状況ですので、個人情報を守っていくと。

ですから、その個人情報保護の問題について、やっぱり市としてきちんとこの案件から教訓を導き出して、具体的な対応というのが今後必要じゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

この和解することについてに関しての大きな論点、個人情報の正規な手続を踏まずに情報が出たということが原因であるというふうに認識しております。現在も、もちろん下呂市情報公開条例、個人情報保護条例にのっとって適切な申請をいただいて、市の中で適切に処理をして、全部公開、一部公開、非公開というようなことでの手続をしっかりと行っておりますし、市職員、条例・規則をしっかりと一読しながら、これには対応していくということで向かっておりますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

総務部長、そういうふうに答えられます。そして、今までそういうふうに答えられていたけど、こういう案件が起きてしまったんですよ。そこにプラス、今デジタル化する情報がふえているわけでしょう。そういう中で、この個人情報についてしっかりと対応というのは練り直さないかんのじゃないかというふうに聞いたんです。しっかりとやっておるからいいという答えではいけないと思います。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

ただいまの質問に追加というわけではございませんけれども、さきのホームページからの個人情報の漏えいというようなものございました。これに基づいて、各課から市長の命によって、個人情報等の取り扱いについて対応策をということで、改めて全ての課から提出をしていただいております。こういったことで、もちろん条例・規則を徹底するに増して、今まである手続等もう一度見直ししながら、真摯に向き合っていくというようなことで取り組んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第59号は、会議規則第37条第3項の規定によつて委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第59号 和解することについて、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第59号については原案のとおり可決されました。

◎議第60号から議第73号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第9、議第60号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第10、議第61号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第12、議第63号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第64号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第65号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第66号 下呂市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第67号 下呂市税条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第68号 下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第69号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第70号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第71号 下呂市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第21、議第72号 令和元年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第22、議第73号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上14件を一括議題といたします。

最初に、議第60号から議第67号までの8議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の15ページをお開きください。

議第60号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。岐阜県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）の構成団体である中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が

令和2年3月末日に解散予定で退職手当組合から脱退することに伴い、その脱退及び退職手当組合の規約の変更について、関係地方公共団体での協議をするためでございます。

新旧対照表で説明をいたします。

17ページをお開きください。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約新旧対照表でございます。

改正前の別表中、傍線の部分でございますが、「中濃地域農業共済事務組合」、「東濃農業共済事務組合」、「飛騨農業共済事務組合」が令和2年3月末に解散予定のため、別表から削るものでございます。

引き続き、19ページをお開きください。

議第61号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。提案理由でございます。個人情報を適切に管理し、かつ円滑な事務実施のため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

23ページをお開きください。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)提供する実施機関にて提供の妥当性が判断されれば、他の実施機関から個人情報を収集できることを規定します。第6条第3項第6号関係でございます。

(2)事務の執行上やむを得ないときに限って、審査会の意見を聞かず、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人から個人情報を収集できることを規定します。第6条第3項第7号関係でございます。

(3)引用している条文の条ずれを修正いたします。第6条第3項第8号関係でございます。

(4)第6条第3項第7号の規定に基づき個人情報を収集した実施機関は、当該収集の事実及び内容等を審査会に報告しなければならないことを規定します。また、審査会は当該実施機関に対して意見を述べることができることを規定します。第6条第4項関係でございます。

(5)やむを得ない理由があるときは、必要な限度で保有個人情報を内部で利用し、あるいは他の実施機関に保有個人情報を提供できることを規定します。第7条第1項第5号関係でございます。

(6)緊急を要する際、審査会の意見を聞かず、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人に保有個人情報を提供できることを規定します。第7条第1項第6号関係でございます。

(7)その他実施機関が審査会の意見を聞いて公益上特に必要があると認めるときは、保有個人情報を提供できることを規定します。第7条第1項第7号関係でございます。

24ページをお開きください。

(8) 保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合、相手方に対し使用目的や使用方法の制限を付し、提供する保有個人情報の取り扱いについて必要な措置を講ずることを求める 것을 규정します。第7条第3項関係でございます。

(9) 第7条第1項第6号の規定に基づき保有個人情報を提供した実施機関は、当該提供の事実及び内容等を審査会に報告しなければならないことを規定します。また、審査会は当該実施機関に対して意見を述べることを規定します。第7条第4項関係でございます。

(10) この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

引き続き、25ページをお開きください。

議第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたしますので、32ページをお開きください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱。

1. 制定理由は、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)地方公務員法第16条の欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削られたことに伴い、関係箇所を改正するとともに、引用した法律の号番号や語句の整理を行います。第1条による改正規定中第23条の4、第23条の5、第23条の7、第25条、第2条の改正規定中第3条及び第3条の改正規定中第5条関係でございます。

(2) 「禁錮」の「錮」が常用漢字となっているため、表記を改正します。第1条の改正規定中第23条の5及び第23条の6関係でございます。

(3) この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

33ページをお開きください。

議第63号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。支給対象となる職員がいない特殊勤務手当を削除するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたしますので、36ページをお開きください。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)老人ホーム業務手当、火葬業務手当を削除します。第2条関係でございます。
- (2)老人ホーム業務手当についての記述を削除するものでございます。第19条関係でございます。
- (3)火葬業務手当についての記述を削除するものでございます。第21条関係でございます。
- (4)管理職手当の支給を受けている職員には支給されない特殊勤務手当の種類から、老人ホーム業務手当、火葬業務手当を削除するものです。第23条関係でございます。
- (5)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

引き続き、37ページをお願いいたします。

議第64号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。令和元年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

少し飛びますけれども、51ページをお開きください。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じでございます。省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）。①令和元年12月期の勤務手当支給率を次表のとおり引き上げます。傍線部分が改正箇所でございます。一般職職員の勤務手当が0.05月引き上げられたことに伴い、令和元年に限り、12月期の勤務手當に0.05をプラスするものでございます。23条の7関係でございます。

②30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、各給料表を引き上げます。平均改定率は0.1%でございます。別表第1関係でございます。

(2)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）。①民間における住居手当の支給状況等を踏まえ、住居手当を改正します。手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げます。住居手当の上限額を1,000円引き上げます。第15条の2関係でございます。

52ページをお開きください。

②令和2年6月期以降の勤務手当支給率を次表のとおり改正します。下線部分が改正箇所でございます。令和元年に0.05月引き上げられた勤務手当支給率を令和2年以降、6月期、12月期に0.025月ずつプラスするものでございます。第23条の7関係。

(3)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条）。①特定任期付職員の令和元年12月期の勤務手当支給率を100分の167.5から100分の172.5に引き上げます。第9条関係。

②特定任期付職員の1号給の給料月額を1,000円引き上げます。別表関係でございます。

(4)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条）。特定任期付職員の令和2年6月期以降の勤勉手当支給率を6月期、12月期ともに100分の170とします。第9条関係です。

(5)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条、第4条及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(6)下呂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」といいます。）及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」といいます。）の改正中給料表の改正は、平成31年4月1日から施行します。附則第2項関係でございます。

(7)改正後の給与条例及び任期付職員の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例及び任期付職員条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例及び任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなします。附則第3項関係でございます。

(8)改正後の給与条例に基づく住居手当額が2,000円を超える減額となる者及び住居手当が支給されなくなった者には、改正前の給与条例に基づく住居手当額から2,000円を控除した額を1年間支給します。附則第4項関係でございます。

53ページをお願いします。

(9)この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることといたします。附則第5項及び第6項関係でございます。

引き続き、55ページをお願いいたします。

議第65号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。令和元年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の月額給料及び勤勉手当の支給率を改正する。特別職の期末手当の支給率について、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の合算支給率を踏まえて改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたしますので、57ページをお願いいたします。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)期末手当の支給率を6月、12月それぞれ100分の220から100分の222.5とします。

第5条第2項関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用します。附則第1項関係でございます。

(3)改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づき支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととします。附則第2項関係でございます。

引き続き、59ページをお願いいたします。

議第66号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。令和元年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の月額給料及び勤勉手当の支給率を改定する。議会議員の期末手当の支給率について、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の合算支給率を踏まえて改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

61ページをお開きください。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由は、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要(1)、期末手当の支給率を6月、12月それぞれ100分の222.5から100分の225とします。
第5条第2項関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用します。附則第1項関係でございます。

(3)改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱いとみなすこととします。附則第2項関係でございます。

引き続き、63ページをお願いいたします。

議第67号 下呂市税条例の一部を改正する条例について。

下呂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。軽自動車税種別割の減免対象を令和元年10月1日から岐阜県が市にかかり賦課徴収している軽自動車税環境性能割の減免対象と同様にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきます。

66ページをお願いいたします。

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。
2. 概要(1)、知的障がい者及び精神障がい者について、生計同一者運転の場合だけでなく、本人運転の場合も減免の対象とします。第90条関係でございます。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第68号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、議案書の67ページをお開きください。

議第68号 下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。
提案理由。市立診療所の運営及び管理については、一時休診となる平成30年9月まで管理医師
が診療業務から診療報酬の請求・受領、スタッフの雇用・管理、薬剤管理等全て行ってまいりま
したが、令和元年7月の再開から市が運営・管理の全てを直接行うこととなったことから、現状
に合わせた規定とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

70ページをお開きください。

下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要、(1)診療所が行う業務の詳細を定めるものでございます。第4条関係。

(2)診療にかかる使用料及び手数料の徴収や金額の算定根拠を定めるものでございます。第5
条関係です。

(3)診療にかかる使用料及び手数料について、災害等により減免することができる規定を定め
るものでございます。第6条関係。

(4)利用者の故意または過失による診療所の損害について賠償義務を定めるものでございます。
第7条関係でございます。

(5)この条例は、公布の日から施行し、令和元年7月1日から適用します。附則関係でござい
ます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第69号から議案第71号までの3議案について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、議案書の71ページをごらんください。

議第69号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。
提案理由でございますが、水道法の一部改正により、水道事業者の指定を受けている給水装置
工事事業者の指定について有効期間が設けられ、5年間の更新制が導入されました。指定給水裝
置工事事業者指定手数料について、指定の更新についても同様の手数料とするため、当該条例の
一部を改正するものです。

条例要綱にて説明をいたしますので、議案書の74ページをごらんください。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様でございますので、省略させていただきます。
2. 概要、(1)水道法施行令の改正による条ずれを改めます。第8条、第38条関係です。
(2)更新の際も既定時と同様の手数料を徴収することとします。第32条関係です。
(3)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上で、69号の条例について説明を終わります。

続きまして、議第70号を説明させていただきます。

それでは、議案書の75ページをごらんいただきたいと思います。

議第70号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者資格要件の選択科目が改められたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をいたしますので、議案書の77ページをごらんいただきたいと思います。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様ですので省略させていただきます。
2. 概要、(1)布設工事監督者の資格要件のうち、技術士法第4条第1項の規定による第二次試験の選択科目から水道環境を除外します。第3条関係です。
(2)この条例は、令和2年1月1日から施行します。附則第1項関係でございます。
(3)この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、この条例による改正後の下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格したものであって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。

附則第2項関係でございます。

続きまして、議第71号を説明いたします。

議案書の79ページをごらんいただきたいと思います。

議第71号 下呂市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例について。

下呂市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。下呂市下水道事業について、令和2年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をいたしますので、議案書106ページをごらんいただきたいと思います。

1. 制定理由でございますが、提案理由と同様ですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条）。既に地方公営企業法の規定により全部適用している水道事業等の条例と共有するため、所要の改正を行います。

①事業の設置について、下水道事業を加えます。第1条関係です。

②地方公営企業法では、任意適用である下水道事業について、同法の規定により、条例において全部を適用する旨を規定します。第1条の2関係でございます。

③経営の規模について、下水道事業に係る規定を加えます。第2条関係です。

(2)下呂市行政組織条例の一部改正（第2条）。生活部の下水道事業については、公営企業組織となるため、当該規定を削ります。第2条関係でございます。

(3)下呂市職員定数条例の一部改正（第3条）。市長の事務部局に属する下水道事業職員について、公営企業組織に属することとなるため、定数を整理する改正を行います。第2条関係です。

(4)下呂市特別会計条例の一部改正（第4条）。下呂市下水道事業特別会計については、その設置根拠が地方公営企業法に変更となるため、これを削ります。第1条関係です。

107ページをお願いいたします。

(5)下呂市基金条例の一部改正（第5条）。下呂市簡易水道施設整備基金及び下呂市下水道施設整備基金を廃止して企業会計に繰り入れるため、これを削ります。第3条関係です。

(6)下呂市簡易水道事業給水条例の一部改正（第6条）。管理者の権限に下水道事業を加えます。第5条関係です。

(7)下呂市簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正（第7条）。管理者の権限に下水道事業を加えます。第5条関係です。

(8)下呂市下水道条例の一部改正（第8条）です。①設置の規定は別の条例で規定するため、削除します。第1条及び第2条関係です。

②管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をするため、用語の整理を行います。第5条、第8条から第12条、第17条から第35条及び第40条関係でございます。

③地方公営企業法の適用により規則を廃止し、新たに水道事業等管理規定を定めます。第6条から第6条の7、第9条から第11条、第16条から第19条、第23条、第24条、第26条、第28条、第30条及び第39条関係でございます。

(9)下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正（第9条）。管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。第2条、第3条及び第6条から第16条関係でございます。

(10)下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正（第10条）です。①管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。第2条、第3条及び第5条から第9条関係です。

②地方公営企業法の適用により規則を廃止し、新たに水道事業等管理規定を定めます。第10条関係です。

108ページをお願いいたします。

(11) 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正（第11条）。管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。第4条及び第5条関係です。

(12) 下呂市農業集落排水処理事業等受益者分担金徴収条例の一部改正（第12条）です。管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。第2条及び第4条関係です。

(13) 下呂市水道事業給水条例の一部改正（第13条）です。管理者の権限に下水道事業を加えます。第5条関係です。

(14) 下呂市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第14条）です。管理者の権限に下水道事業を加えます。第4条関係でございます。

(15) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

以上で、3議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第72号及び議案第73号の2議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の109ページをお願いいたします。

議第72号 令和元年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和元年度下呂市一般会計は、次のとおり令和元年度下呂市水道事業会計へ繰り出すものとする。繰出額722万6,000円。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。平成30年7月豪雨により被災した濁河給水施設の災害復旧に要した経費を繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

引き続き、111ページをお願いいたします。

議第73号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和元年度下呂市一般会計は、次のとおり令和元年度下呂市立金山病院事業会計へ繰り出しするものとする。繰出額1億4,000万円。令和元年11月29日提出。

提案理由でございます。医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本14件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第60号から議第73号までの14議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

済みません、先ほど伊藤議員の御質問の中で7割が仮設と申しましたが、7割が塗装でござい
ますので、失礼しました。反対でございました。訂正させていただきます。失礼します。

◎議第74号から議第82号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第23、議第74号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第7号）、日程第24、議第75号
令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第25、議第
76号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程
第26、議第77号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日
程第27、議第78号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第28、議第
79号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、日程
第29、議第80号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第30、議第81号 令
和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第31、議第82号 令和元年度
下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、以上9件を一括議題といたします。

初めに、議第74号から議第82号までの9議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程をされました議第74号から議第82号までの補正予算につきまして、提案理由
の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、各会計とも令和元年度の人事院勧告を踏まえた職員の各給料
表、勤勉手当支給率の改定、特別職、議員の皆様の期末手当の支給率の改定のほか、国・県補助
金などの交付決定による歳入歳出の増減や、今年度中に実施が必要となった事業の追加計上、事
業費の確定による歳出予算の減額などが主な内容でございます。

また、これに伴う各会計間の繰入金、繰出金の調整もあわせて行っております。

このほか、議第80号、下呂市水道事業会計補正予算及び議第82号、下呂市立金山病院事業会計補正予算では、ただいま議第72号及び議第73号で提案説明させていただいたとおり、一般会計からの繰り入れを計上しております。

詳細につきましては、各担当部長より説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第74号及び議案第75号の2議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第74号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下呂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,299万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも221億4,335万3,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表によるものでございます。

令和元年11月29日提出。

2ページをお開きください。

第1表 岁入歳出予算補正の歳入でございます。

1款市税は2,280万5,000円の増額で、市民税現年度課税分のうち退職手当分及び固定資産税現年度課税分の調定見込みによるものでございます。

13款分担金及び負担金は300万7,000円の増額で、県営ため池防災対策事業に伴う受益者負担金の増額などでございます。

15款国庫支出金は1,469万4,000円の増額で、主なものといたしましては、国民健康保険の給付見込みに伴う保険基盤安定負担金110万1,000円の増額、高齢者福祉施設に非常用自家発電設備を整備する事業の新規採択に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,387万3,000円の増額などでございます。

16款県支出金は3,249万6,000円の増額で、国庫支出金と同様の理由で、国民健康保険基盤安定負担金549万2,000円の増額、補助金額の確定に伴う地域医療確保施設設備整備事業費補助金470万1,000円の減額、農業施設等災害復旧費補助金1,990万2,000円の増額、林道施設災害復旧費補助金1,391万1,000円の増額などでございます。

19款繰入金は1億3,300万円の増額で、このうち財源調整のため財政調整基金繰入金は1億1,000万円の増額、公共事業繰入金は2,300万円の増額で、廃止した旧学校給食センターの解体事

業に充当いたします。

21款諸収入は5,402万2,000円の増額で、昨年度中に罹災した建物に対する建物損害共済金830万3,000円の増額。鳥獣被害対策実施隊員の死亡事故補償金の確定に伴う保険金2,116万5,000円の増額。平成30年度のこども園指定管理料の精算に伴います返還金1,336万円の増額などでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

2款総務費は2,525万円の増額で、総務管理費では3,594万円の増額で鳥獣被害対策実施隊員の死亡事故に対する職員等公務災害補償費の増額のほか、今年度のふるさと寄附金の見込額が増額していることに伴うふるさと寄附金推進事業費の増額など、選舉費では参議院議員選挙及び岐阜県議会議員選挙に係る事務費の精算に伴い1,192万8,000円を減額しています。

3款民生費は1,665万4,000円の増額で、社会福祉費の高齢者福祉施設料いき・馬瀬の元気館に非常用自家発電設備を整備する事業の新規採択に伴う地域介護・福祉空間整備等助成事業1,387万3,000円の増額が主なものでございます。

4款衛生費は1億3,185万円の増額で、このうち保健衛生総務費の水道事業会計に伴う繰出金が722万6,000円、金山病院事業会計に対する繰出金が1億4,000万円と大きなウエートを占めています。

このほかでは、同じく保健衛生費の地域医療確保施設設備整備事業費の確定に伴う940万4,000円の減額、清掃費は一般廃棄物収集運搬業務委託料や中山浄化園の焼却設備点検整備業務の確定などによる469万3,000円の減額をしています。

6款農林水産業費は1,518万7,000円の増額で、県の補正予算により県営ため池防災対策事業及び県営ふるさと農道整備事業に新たに事業が追加されたことなどによる農業費1,505万2,000円の増額などでございます。

7款商工費は455万3,000円の増額で、今後の融資額の見込みによる経営安定資金融資保証料補給金の増額などでございます。

5ページをお願いします。

8款土木費は1,036万7,000円の増額で、道路橋梁費で県の補正予算等により、医療費の追加配分があったことによる県道改良事業等負担金負担事業1,790万5,000円の増額が主なものでございます。

9款消防費は713万6,000円の増額で、休日勤務手当などの増額に伴う常備消防職員給与費の増が主なものでございます。

10款教育費では3,139万5,000円の増額で、小学校費で老朽化により故障している下呂小学校プールのろ過装置の改修工事費496万1,000円の増額、トイレ改修工事費の中学校費への組みかえによる879万8,000円の減額など、保健体育費では廃止した旧学校給食センターの解体事業においてアスベスト含有建材や地下埋設物の撤去が必要であることが判明したことによる解体事業費

2,513万6,000円の増額が主なものでございます。

11款災害復旧費は1,198万3,000円の増額で、昨年発生した豪雨災害に係る公共土木施設の災害復旧工事費の増額でございます。

12款公債費は694万9,000円の減額で、平成20年度に借り入れた臨時財政対策債の利率見直しによる償還元金及び償還利子分でございます。

14款予備費につきましては、今後の不測の事態に備え1,513万円を増額補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

7款商工費、事業名、関係人口構築事業臨時728万8,000円につきましては、下呂市を舞台にした映画制作を支援する実行委員会への負担金でございますが、メインキャストの都合などにより映画制作スケジュールが令和2年度に延期されることになりましたので、予算を繰り越した上で、引き続き映画製作を支援するもの。

10款、給食センター管理運営費臨時3,521万4,000円には、旧下呂学校給食センターの解体工事におきまして、地権者との間で解体後の借地の返還についての協議が難航し、不測の日数を要したことから、年度内の完成が見込めなくなったことから繰越明許費の追加補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

令和2年度4月1日からの実施が必要な業務の人員確保などを考慮し、早期に契約手続を進める必要があるわかばこども園等給食配達業務委託料など、お示しした10業務につきまして債務負担行為を設定するもので、設定期間は令和2年度、限度額はそれぞれ表にお示ししたとおりでございます。

9ページからは、今ほど申し述べました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

少し飛びますが、53ページをお開きください。

こちらは、特別職の給与費明細書でございます。

最下段の比較欄をごらんください。

長等は、9月定例会において議決された市長及び副市長の給料月額の減額に伴う給料23万2,000円の減額のほか、人事院勧告による期末手当の増額9万円など、議員につきましては人事院勧告による期末手当21万円の増額、その他の特別職は参議院議員選挙及び岐阜県議会議員選挙に係る事務費の精算に伴う投開票立会人などの非常勤職員報酬の減額及び人事院勧告による教育長の給料及び期末手当の補正などでございます。

続いて、54ページは、一般職の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄をごらんください。

人事院勧告による給与改定及び職員の人事異動等に伴います職員給与費、職員手当等の補正で

ございます。一般会計での職員給料・手当は合わせて70万2,000円の減額、共済費は1,094万1,000円の増額でございます。

職員手当の内訳につきましては、下表のとおりでございます。

少し飛びますが、59ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和元年度末の残高見込額ですが、218億9,780万5,000円となる見込みでございます。

以上で、令和元年度下呂市一般会計補正予算（第7号）説明を終わります。

引き続き、61ページをお願いいたします。

議第75号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明をいたします。

令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,677万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも40億3,711万8,000円とするものです。

款項の区分、金額等は、「第1表 岁入歳出予算補正」によります。令和元年11月29日提出。62ページをお願いいたします。

第1表 岁入歳出予算補正の歳入でございます。

6款県支出金4,333万5,000円の増額は、普通交付金で、一般療養給付費と一般高額療養費の上半期の給付実績をもとに年間を推計したことによるものでございます。

9款繰入金1,343万8,000円の増額は、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定制度に係る保険税軽減分と保険者支援分の増額、財政安定化支援分の増額などが主なものでございます。

63ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正の歳出でございます。

2款保険給付費4,375万5,000円の増額は、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の上半期の給付実績をもとに年間を推計したことによるものなどでございます。

8款予備費1,007万2,000円の増額は、補正に伴います収支の調整額を計上しております。

65ページからは、今ほど述べました歳入歳出予算補正の事項別明細書となっております。

次に、71ページをお開きください。

一般職の給与費明細書でございます。上の表の総括の比較欄をごらんください。

給与費は132万5,000円の増額で、人事院勧告による給与改定及び時間外勤務手当の増によるものです。共済費は41万5,000円の増額でございます。

職員手当の内訳につきましては、下表のとおりでございます。

以上で、令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第76号及び議案第77号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、補正予算書73ページをお開きください。

議第76号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,028万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億3,976万7,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和元年11月29日提出。

それでは、74ページをお願いいたします。

第1表 嶸入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、1款サービス収入は、実績見込みによる144万3,000円の減額。

6款繰入金884万4,000円は、歳出減額に伴う一般会計からの繰り入れ減額によるものでございます。

下段の歳出については、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費675万6,000円の減額は小坂老健人件費に伴うもの、3項居宅予防サービス計画事業費355万5,000円は居宅予防サービス計画委託実績見込みなどにより減額するものでございます。

75ページからは事項別明細、80ページからは給与費明細でございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。

議第77号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和元年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,041万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも35億9,603万6,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和元年11月29日提出。

次に、84ページをお開きください。

第1表 嶌入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、4款国庫支出金は247万円減額、5款支払基金交付金は295万2,000円の減額、6款県支出金は143万円の減額、10款繰入金は355万8,000円の減額で、介護保険サービス給付実績見込みによる国庫支出金等負担割合により増減するものでございます。

85ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款保険給付費、1項介護保険サービス等諸費267万4,000円の減、2項介護予防サービス等諸費212万9,000円の増、8項特定入所者介護サービス等費279万8,000円の減など、介護保険サービス給付実績見込みにより増減するものでございます。

5款地域支援事業費1,093万5,000円の減額も、実績見込みにより減額するものでございます。

87ページからは事項別明細書、98ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第78号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、補正予算書の101ページをお願いいたします。

議第78号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和元年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,060万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和元年11月29日提出。

補正予算書の102ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして説明をさせていただきます。

4款県支出金80万8,000円の増額は、特定基盤整備推進交付金で、平成29年度事業で繰り越し事業により補助事業かつ起債事業の起債償還金が確定したため、県より交付されるものでございます。

6款繰入金80万8,000円の減額は、県より特定基盤整備推進交付金が歳入されるため、公共下水道事業等繰入金の基準外の事務費分を減額したものでございます。

8款諸収入496万1,000円の減額は、平成30年度消費税が確定したため減額するものでございます。

続いて、第1表 歳入歳出予算補正の歳出でございます。

主な内容について御説明いたします。

第1款総務費273万1,000円の増額は、主な支出としまして人事院勧告による人件費の増額と平成30年度事業費分の消費税の確定による増額の補正でございます。

2款施設管理費18万4,000円の増額は、特定環境保全公共下水道施設管理費の水道料及び小規模集合排水施設管理費の電気料の不足分でございます。

6款予備費787万6,000円の減額は、予算調整によるものでございます。

103ページ以降は、今ほど述べました歳入歳出の事項別明細書となっております。

以上で、議第78号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第79号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、補正予算書109ページをお開きください。

議第79号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和元年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ312万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億9,177万7,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和元年11月29日提出。

それでは、110ページをお開きください。

第1表 岁入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、7款繰入金318万4,000円の減額は、歳出の減額に伴う一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、同ページ下表、歳出でございます。

2款医業費349万3,000円の減額は、職員手当等の減額によるものでございます。

111ページからは事項別明細書、115ページからは給与費明細書でございます。

以上、令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第80号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、補正予算書の117ページをお願いいたします。

議第80号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和元年度下呂市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益は887万7,000円を減額し9億2,499万5,000円とするものです。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用は25万5,000円を増額し11億7,972万8,000円

とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億142万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3億7,840万2,000円及び消費税資本的収支調整額2,301万8,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,194万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億4,881万6,000円及び消費税資本的収支調整額1,312万4,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款資本的収入は722万6,000円を増額し2億40万7,000円とするものでございます。

補正予算書の118ページをお願いいたします。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出1億1,955万4,000円を減額し4億7,504万7,000円とするものでございます。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を25万1,000円増額し7,018万5,000円にするものでございます。令和元年11月29日提出。

予算書の119ページをお願いいたします。

令和元年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

収益的収入でございますが、1款水道事業収益、2項営業外収益で887万7,000円の減額は、馬瀬黒石第3工区の排水管布設工事が県単事業工事となつたため、配水管移設補償費を減額するものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用で25万5,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費に係る増額分でございます。

補正予算書の120ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、1款資本的収入、2項負担金で722万6,000円の増額は、平成30年度豪雨災害で被災した濁河給水施設の復旧経費が確定したため、一般会計から基準外として水道事業会計へ負担金として収入するものでございます。

次に、資本的支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目改良費1億1,969万4,000円の減額は、工事請負費で施設整備更新工事の機器更新時期の見直し及び包括委託に組み込んで実施したことにより8,873万4,000円の減額、また委託料では水道設備台帳導入の実施地域の縮小や施設工事設計で管路更新計画等の見直しにより3,960万円の減額が主なものでございます。

次に、1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費14万円の増額は、萩原桜洞地内の簡易水道管が埋設してある用地を購入するものでございます。

121ページ以降はキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、実施計画明細書などでございます。

以上で、議第80号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第81号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書133ページをお開きください。

議第81号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところでございます。

第2条、令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業収益のうち、第2項の営業外収益について110万円を増額補正し、補正後の額を197万9,000円とするものでございます。

次に、第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について382万2,000円を増額補正し、補正後の額を2億5,113万6,000円とするものでございます。

第3条は、予算第5条に定めた職員給与費を計上しております。（1）職員給与費13万2,000円を増額補正し、2,978万8,000円とするものでございます。令和元年11月29日提出。

次ページから140ページまでは、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表でございますので、お目通しください。

次に、141ページをお開きください。

予算実施計画明細書で補正額の説明をさせていただきます。

実施計画明細書、収入の部の上から3段目の4目雑収益、その他雑収益の110万円の増額でございますが、先般の台風19号の強風による合掌家屋3棟の屋根被害の修繕に伴う建物共済金の収入の増額でございます。

次に、142ページをお開きください。

支出の部の上段から3段目の1目一般管理費の補正額13万7,000円の増額でございますが、これはその下、給料、職員手当、法定福利費、負担金等の増減によるものでございます。

その下、2目施設経営費の補正額368万5,000円の増額でございますが、これは委託料としまして村内の植栽管理等委託料66万円の増額、修繕費としまして台風19号の影響による合掌家屋3棟の屋根の修繕費並びに森の展望台デッキ修繕費、並びに滑り台屋根修繕費を合わせまして302万5,000円の増額補正をするものでございます。

以上、御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第82号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（吉田 修君）

それでは、補正予算書143ページをお願いいたします。

議第82号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

第1条、令和元年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収支の補正で、収入では第1款病院事業収益のうち第1項医業収益を1億1,500万4,000円減額し10億7,175万8,000円に、また第2項医業外収益を1億4,000万円増額し4億926万6,000円にするものでございます。

支出では、第1款病院事業費用のうち第1項医業費用を783万9,000円減額し14億6,182万7,000円にするものでございます。

第3条は、資本的支出の補正でございます。

なお、予算第4条にあります資本的収入枠が資本的支出額に対し不足し、損益勘定留保資金で補填する額を5,637万9,000円に改めます。

補正内容としましては、第1款資本的支出のうち第3項投資を8,000円増額し160万8,000円にするものでございます。

144ページをお願いいたします。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を改めるもので、職員給与費を789万1,000円減額し8億3,071万6,000円とするものでございます。

続いて、145ページは補正予算の実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款病院事業収益が2,499万6,000円の増額で、うち1款医業収益では内科医師の1名減員等によりまして患者数が減少し、入院収益で1億347万1,000円、外来収益は1,153万3,000円の減収見込みとなっております。

2項医業外収益は、一般会計から繰入金1億4,000万円をお願いするものでございます。

下段の支出では、1款病院事業費用が783万9,000円の減額で、こちらは主に人件費の調整によるものでございます。

次に、146ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出では、資本的支出で8,000円の増額補正でございます。

147ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本9件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第74号から議第82号までの9議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、予算特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第74号から議第82号までの9議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（各務吉則君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は12月11日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時17分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月29日

議長 各務吉則

署名議員 7番 宮川茂治

署名議員 8番 中島博隆